

## 令和5年沼津市教育委員会第6回定例会会議録

1 日 時 令和5年6月2日（金）  
午後3時00分～午後3時15分

2 場 所 青少年教育センター 2階 会議室

3 日 程

- (1) 開会
- (2) 会議録署名人の指名（川口委員 土屋委員）
- (3) 議案  
議第18号 沼津市図書館条例施行規則の一部改正について
- (4) 協議事項
- (5) 報告事項
- (6) その他

4 出席者等

教育長 奥村篤、教育長職務代理者 川口浩史、委員 土屋葉子、委員 重光純、  
委員 佐藤清子、教育次長 山本貴史、教育企画課長 原将史、図書館事務長 中澤芳子、  
図書館事務長補佐 中川啓史、調整担当・教育企画課長補佐 内村一徳、  
教育企画課指導主事 栗原克弥、教育企画課主任 岩崎雄、教育企画課事務補助員 後藤恵

5 会議内容

(1) 開会

奥村教育長が午後3時00分開会を宣言する。

奥村教育長 県内も梅雨入りしたが、台風2号の影響で、本日から明日の午前中にかけて東海地方に大雨が降り、線状降水帯の発生も懸念されている。本日、避難所の開設は15時を予定しており、市内の小中学校は給食後に下校という対応をとった。そのような状況の中、皆様にはお集まりをいただき大変恐縮している。本定例会が円滑に、滞りなく行われるよう進行を心がけ、暗くならないうちに終了できればと考えている。

梅雨前線は、北上していく過程で勢力を失って消滅するため、北海道には梅雨がないと言われてきたが、最近では梅雨前線が勢力を保ったまま北海道に到達することが増えている。原因は明確ではないが、地球温暖化による気温上昇や、気候変動などの影響ではないかと考えられている。

その北海道で5月18日、19日に「第73回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会帯広大会」が、帯広市で開催され、県の役員として参加した。開会式における帯広市長の挨拶では、現在の十勝・帯広をつくった人物として「感謝と尊敬」を忘れてはいけない人物の紹介から始まった。その人物とは、若い頃から北海道開拓への志を持っていた依田勉三である。彼は現在の静岡県賀茂郡松崎町の

出身であり、若い頃から北海道開拓の志を持っていた。北海道開墾を目的として結成された「晩成社」を率い、明治16年から帯広の開拓に取り組んだ。「十勝開拓の父」と言われており、現在、帯広神社前には彼の銅像が建立されている。

今から120年も前の明治35年(1902年)にはバター工場を創業。他にも缶詰工場・練乳工場等にも着手した。勉三と晩成社が手掛けた事業はいずれも現在の十勝・帯広に根付く産業となったが、当時、晩成社の経営は思わしくなかったようだ。皆さんも御存知だろうが、北海道銘菓としてよく知られている六花亭の「マルセイバターサンド」にも「晩成社」の歴史が刻まれ、その精神が今なお語り継がれている。商品名は、晩成社が北海道ではじめて商品化した「マルセイバター」が由来になっており、「〇に成」が入ったパッケージも当時のデザインを復刻し、晩成社の歴史が込められている。

昭和53年には松崎町と帯広市は姉妹都市を締結し、現在も小学生同士が海水浴や芋掘り、アイスクリーム作りなどの交流活動が続けている。私は静岡県人として、依田勉三氏の偉業に「敬意と誇り」を持ちながら、全国都市教育長協議会帯広大会に臨むことができた。

一方、周知の通り、静岡市立小学校教諭の相次ぐ不祥事が報道され、昨日は19時から臨時校長会が行われ、朝刊に掲載されている。数年前の本市の状況と重なり、明日は我が身の気持ちで受け止めている。今年1月からの本市の生徒指導月例報告によると、「対教師暴力」「生徒間暴力」「器物損壊」等の「粗暴行為」が増加傾向にある。このことを踏まえ、4月、5月の市内校長会や教頭会で、アフターコロナであろう令和5年度は、児童生徒に限らず教職員も含めた中で、これまでマスクの奥に潜んでいた表情や感情、心情が様々な形で表れてくることが想定されるので、これまで以上にアンテナを高く視野を拡げ、早めの対応に努めていただきたいとお願いしたところだ。今回、静岡市で連続して発生した不祥事を教訓に、自分事として受け止め、自分の学校から不祥事は出さないという士気を高めていただきたいと思う。

## (2) 会議録署名人の指名

奥村教育長より、会議録署名人に川口委員、土屋委員を指名する。

奥村教育長より、本日の会議は公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人 0人

## <議案>

奥村教育長 日程(3)議案である。

議第18号 沼津市図書館条例施行規則の一部改正について

<沼津市立図書館及び市立戸田図書館の休館日を、利用者のニーズに合わせて改めるとともに、施設利用に関する申請書に、暴力団排除に係る確認事項を追加するほか、所要の改正を行う。>

(図書館事務長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。改正の理由として、実態や利用者のニーズに合わせるということ、申請事務の簡素化を図ることが挙げられると思う。御意見、御質問等はいかがか。

佐藤委員 今回の申請書に限ったことではないが、市民が使用する申請書は全般的に、住所・氏名・電話等申請者の情報を記入する欄がとても狭い。例えばこの第8号様式（第17条関係）申請者欄前後の行を狭めるとスペースに余裕ができる。そのため、書式さえ整えれば十分に記入欄が確保されると思う。申請者が団体であれば団体名・氏名のいずれも記入しなければならないため、さらに記入スペースが必要である。

図書館事務長 内容に関してはこのまま変更せず、書式を変更して実際の申請書における十分な記入スペースを確保したいと思う。

奥村教育長 利用者目線の貴重な御意見をいただいた。ほかはいかがか。  
よろしければ、お諮りする。議第18号 沼津市図書館条例施行規則の一部改正について、原案のとおり可決するというところでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第18号について、原案のとおり決する。

#### <協議事項>

奥村教育長 日程（4）協議事項は、本日は案件なし。

#### <報告事項>

奥村教育長 日程（5）報告事項は、本日は案件なし。

#### <その他>

奥村教育長 日程（6）その他、何かあるか。  
ほかにはないので、以上をもって本日の定例会を終了する。

午後3時15分 閉会